**これを読んで２０秒！！　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｎo.478**

**社長のためのお勉強**

**平成29年9月1日**

**〒540-0012 大阪市中央区谷町2-7-4**

**株式会社堀口オフィス**

**TEL 06-6910-6412　：FAX 06-6910-6414**

**定期同額給与の改正**

平成29年度改正により定期同額給与の範囲が拡大されました。

これまでは、毎月の給与の「額面金額」が同額でなければ損金不算入とされていましたが、改正後は給与の「手取り金額」が同額の場合でも定期同額給与として損金算入が認められます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 支給時期 | 額面金額 | 手取り金額 |  |
| 平成29年4月 | 64万円 | 50万円 |  |
| 平成29年5月 | 64万円 | 50万円 |  |
| 平成29年6月 | 64.5万円 | 50万円 | ←住民税の税額変更 |
| 平成29年7月 | 64.5万円 | 50万円 |  |
| 平成29年8月 | 64.5万円 | 50万円 |  |
| 平成29年9月 | 64.5万円 | 50万円 |  |
| 平成29年10月 | 64.8万円 | 50万円 | ←社会保険料の変更 |
| 平成29年11月 | 64.8万円 | 50万円 |  |
| 平成29年12月 | 64.8万円 | 50万円 |  |
| 平成30年1月 | 64.8万円 | 50万円 |  |
| 平成30年2月 | 64.8万円 | 50万円 |  |
| 平成30年3月 | 64.8万円 | 50万円 |  |
| 合計 | 774.8万円 | 600万円 |  |
|  | ↑全額損金算入 |  |  |

郵送ではなくe-mailでの配信を希望される方はご連絡ください　